

東京都市計画高度利用地区の変更（江東区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

() は変更前を示す。

地区名	面積	建築物の積算高さ制限	建築物の積算高さ制限	建築物の積算高さ制限	建築物の積算高さ制限	備考
亀戸・大島地区	江東区大島九丁目地内	約 0.9 ha	以下 $\frac{50}{10}$	以上 $\frac{20}{10}$	以下 $\frac{7}{10}$	以上 200m ² 壁面の位置の制限 1 m
	江東区大島七丁目及び大島九丁目各々地内	約 2.4 ha	以下 $\frac{40}{10}$	以上 $\frac{20}{10}$	以下 $\frac{6}{10}$	以上 200m ² 壁面の位置の制限 1 m
	江東区亀戸九丁目、八丁目、大島七丁目、大島九丁目及び東砂二丁目各々地内	約 32.4 ha	以下 $\frac{30}{10}$	以上 $\frac{10}{10}$	以下 $\frac{6}{10}$	以上 200m ² 壁面の位置の制限 1 m
	江東区亀戸九丁目、大島八丁目及び大島九丁目各々地内	約 5.3 ha	以下 $\frac{30}{10}$	以上 $\frac{8}{10}$	以下 $\frac{7}{10}$	以上 200m ² 壁面の位置の制限 1 m
		(5.5)	($\frac{30}{10}$)	($\frac{8}{10}$)	($\frac{7}{10}$)	(200m ²) (1 m)
	江東区亀戸九丁目地内	約 0.2 ha	以下 $\frac{10}{10}$	以上 $\frac{2}{10}$	以下 $\frac{5}{10}$	以上 200m ² 壁面の位置の制限 1 m
	(ー)	($\frac{30}{10}$)	($\frac{8}{10}$)	($\frac{7}{10}$)	(200m ²) (1 m)	
小 計	約 41.2 ha	—	—	—	—	—
江東区内のその他の既決定の地区	約 2.1 ha	—	—	—	—	—
合 計	約 43.3 ha	—	—	—	—	—

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

(理由) 亀戸・大島・小松川地区第二種市街地再開発事業の変更に伴い、高度利用地区を変更する。

変更概要

変更事項					
項目	地区名	変更前	変更後	備考	
建築物の積算高さ制限 延敷対の の割合 壁面の位置の制限	亀戸・大島地区	以下 $\frac{30}{10}$	以下 $\frac{10}{10}$		
		以上 $\frac{8}{10}$	以上 $\frac{2}{10}$		
		以下 $\frac{7}{10}$	以下 $\frac{5}{10}$		
		壁面の位置の制限	1.0 m	1.0 m	
		壁面の位置の制限	1.0 m	1.0 m	
	江東区亀戸九丁目、大島八丁目及び大島九丁目各々地内				